

議 会 運 営 委 員 会 日 程

日 時 令和元年6月3日 (月)
午後3時30分
場 所 第2議会委員会室

1 申し合わせ事項について (資料 1)

2 6月定例会の運営について

(1) 議案等とその処理について

○ 市長提出議案 (資料 2)

	専決	単行	条例	予算	報告	計
初 日 提 案	—	5	6	1	14	26
追 加 提 案	—	—	—	—	—	—
計	—	5	6	1	14	26

○ 請 願 0件 (資料 3)

(2) 一般質問について (資料 4)

(3) 請願・陳情付託一覧表について (資料 5)

(4) 会期並びに運営日割 (案) について (資料 6)

※6月18日 (火) 「議会運営委員会終了後 広報広聴委員会」を追加

3 その他

(1) 常任委員会の報告案件 (予定) について (資料 7)

(2) 議会改革検討会について (資料 8, 9)

(3) 議会 I C T小委員会について (資料 1 0, 1 1)

(4) 議員研修について (資料 1 2)

(5) 藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会の開催について
6月28日(金) 午前9時30分 第1議会委員会室

(6) 行政改革等特別委員会の開催について
8月 2日(金) 午前9時30分 第1議会委員会室

(7) その他

藤沢市議会議会運営委員会申し合わせ事項

※ 平成27年6月1日の議会運営委員会において協議し、申し合わせた事項
(その後、改めて申し合わせた事項については、その日付を付記)

1 議会運営委員会について

(1) 委員の選出について

- ① 3人以上の議員を有する会派（交渉団体）から、その所属議員数の3分の1を委員として選出する。

ただし、選出委員数が定数を超える場合や、小数点以下の取り扱いについては、その都度協議する。

- ② 2人以下の会派については、準委員として1会派につき1人を割り当てる。

準委員は、
ア 会議の成立要件としない
イ 会議に出席する
ウ 発言権あり
エ 表決権なし

とする。

(2) 正・副議長の出席について

議長及び副議長(委員外議員)は委員会に出席し、発言することができる。

(3) 表決について

運営に関する協議事項の決定については、原則として全会一致となるよう努力する。

(4) 議案等の審査について

- ① 審査する範囲は、地方自治法第109条第3項に定めるところによる。

ア 議会の運営に関する事項
イ 議会の会議規則，委員会に関する条例等に関する事項
ウ 議長の諮問に関する事項

- ② 審査日については、議会運営を協議する日とは別に1日設ける。

(5) 委員外議員について

- ① 委員会に委員が出席できないときは、委員会としてその委員の所属会派から委員外議員の出席を求める。
- ② 委員外議員は、
 - ア 会議の成立要件としない
 - イ 発言権あり
 - ウ 表決権なしとする。

(6) 記録について

記録については、他の委員会と同様、要点記録したものを印刷製本し、議員及び理事者等に配付する。

2 議案等の付託について

(1) 条例等について

即決分を除き、所管の常任委員会に付託する。ただし、2月定例会の当初予算に係る条例等は予算等特別委員会に付託する。

(2) 予算について

- ① 当初予算は、定数18人以内をもって構成する予算等特別委員会を設置、付託し、審査する。

なお、予算等特別委員会委員の選出は、会派人員の2分の1とし、小数点以下の取り扱いについては直前の議会運営委員会で協議する。

- ② 補正予算は、補正予算常任委員会に付託し、審査する。

(3) 決算について

全ての会計の決算は、定数12人以内をもって構成する決算特別委員会を設置、付託し、審査する。

なお、決算特別委員会委員の選出は、会派人員の3分の1とし、小数点以下の取り扱い及び2人以下の会派の取り扱いについては直前の議会運営委員会で協議する。**<平成27年9月24日、申し合わせ>**

(4) 請願について

- ① 付託委員会については、議会運営委員会で協議決定する。
- ② 本会議で紹介議員の説明の後、所管の委員会に付託する。

ただし、全会派の賛同（署名または賛意）を得たものは、委員会付託を省

略する。

③ 自分が所属する委員会に関係する請願は、紹介を見合わせる。

④ 会期中に審査するもの

会期を決める議会運営委員会の日の正午まで（原則）に提出されたものとする。

ただし、会期中の委員会に関係するものについては、初日の議会運営委員会までに提出されたものも審査することができる。

⑤ 閉会中に審査するもの

④に定めるもの以外は本会議最終日に上程する。この場合の締切日は、上程日の3日前までとする（ただし、休日及び土曜日は算入しない）。

⑥ その他、緊急を要するものについては、議会運営委員会に諮り決定する。

（5） 陳情について

① 提出された陳情は、議長が所管の委員会に付託する。ただし、「藤沢市議会陳情の委員会付託に係る申し合わせ事項」において定めるところにより、議会運営委員会における協議の結果、これに該当すると認めたものについては、委員会に付託せず、その写しを議員に配付する。＜平成30年5月

22日、申し合わせ＞

② 市外居住者から郵送で提出された陳情は、委員会に付託せず、その写しを議員に配付する。

③ 審査結果の報告は、次の定例会の議長報告の中で行う。

④ 当該委員会で審査する陳情の締切日時は、すべて会期を決める議会運営委員会の日の正午までとする。＜平成30年5月22日、申し合わせ（平成30年9月定例会から適用する。）＞

⑤ その他、緊急を要するものについては、所管の委員会に諮り決定する。

3 発言について

別表のとおり

4 本会議の持ち方

第1日 閉会中審査の委員会報告・議決、提出議案の上程説明聴取

(第2日目までの間、議案勉強のため休会日をおく)

第2日 上程、質疑、委員会付託、一部議決

(第3日目までの間、常任委員会及び議会運営委員会を開催)

第3日 委員会報告、議決、一般質問、追加議案議決、閉会

(一般質問者が多いときは、さらに本会議を追加する)

5 一般質問について

(1) 定例会日程の原案を作成する段階においては、一般質問日を5日間として作成し、会期を決める議会運営委員会において、一般質問の通告者数を勘案し調整するものとする。

(2) 定例会日程を調整する際の質問時間は、答弁を含め60分とする。

(3) 発言方式は、質問通告時に、一括質問方式か一問一答方式のいずれかを選択するものとする。

①一括質問方式について

- ・質問回数については、従来どおり、3回までとする。
- ・初質は演壇、再質は質問席で行うものとする。

②一問一答方式について

- ・質問回数については、制限なしとする。
- ・初質から質問席で行うものとする。

③その他留意事項

- ・質問者は、十分な質問を展開するためにも、指定した面談日時の際に、あらかじめどこまで掘り下げて聞きたいかなど、具体的な質問内容を提示し、聞き取りを行うものとする。また、市側に対しても、聞き取りの際、議員の質問の趣旨やねらい等がしっかりと把握できるよう努めることを求めるものとする。
- ・通告制であることから、質問の際、通告にない新たな件名や要旨を追加したり、範囲を超えたりすることはできないこととし、もし行われた場合には、議長の議事整理権により発言を打ち切ることができることとする。

6 委員会審査報告について

件名と結果だけを報告する。ただし、特に報告すべきことがある場合は、これも報告する。

7 請求資料の配付について

請求資料については、請求者と各会派に配付する。

8 5月から10月までの間における服装について

- (1) ネクタイ及び上着の着用については、自由とする。
- (2) 藤沢市議会議員き章については、5月から10月までの間に限りはい用しなくてもよいこととする。

9 本会議における議場への資料等の持ち込み等について

発言の通告をした議員は、その発言を補完することを目的とした資料、文書等の紙の印刷物及び印刷物に準ずるものを議場へ持ち込むことができる。

なお、紙の印刷物及び印刷物に準ずるもの以外のものを議場へ持ち込む場合は、あらかじめ議会運営委員会に諮るものとする。

また、藤沢市議会会議規則第104条に規定されている、議場において、資料、文書等の印刷物を配付する場合は、あらかじめ議会運営委員会において諮ったうえで、議長の許可を得るものとする。

藤沢市議会陳情の委員会付託に係る申し合わせ事項

(平成30年5月22日 議会運営委員会 決定)

1. 陳情の取り扱いについて

議長は、提出された陳情のうち、次のいずれかに該当する内容が含まれると認められる場合は、議会運営委員会での協議の上、委員会付託を行わず、全議員配付の取り扱いとする。この場合において、議長は、その旨を陳情者に通知するものとする。

- (1) 法令等又は公序良俗に反する行為を求めるもの。
- (2) 特定の個人の私生活についての秘密が明らかとなるおそれがあるもの。
- (3) 特定の個人、団体等の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの。
- (4) 係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの。
- (5) 市の職員に対する懲戒その他の処分又は訓戒その他の人事的措置を求めるもの。
- (6) その他、取り扱いを議会運営委員会で協議し、付託しないことが適当と認められるもの。

2. 施行期日

この申し合わせ事項は、平成30年5月22日から施行する。

藤沢市議会議会運営委員会申し合わせ事項 別表

区分	代表質問 (2月定例会のみ)	一般質問	質 疑	討 論
通告受付及び通告締切	会期を決める議会運営委員会の日の正午までに氏名を通告し、件名及び要旨については、本会議第2日の午後5時までに通告する。	議会運営委員会開催の通知を送った日から会期を決める議会運営委員会の日の正午までに氏名、件名及び要旨を通告する。	質疑を行う本会議前日の正午まで。	本会議の開議通知時刻の1時間前まで。
発言時期	補正予算等現年度関係議案の議決されたあと。	上程議案の議決されたあと。	本会議	本会議
発言順序	多数会派の順とし、同数会派については、議会運営委員会で協議する。	通告順	通告順	反対、賛成、以下交互に多数会派の順に行い、同数会派については議会運営委員会で協議する。
通告内容及び発言	市長の施政方針に対する大綱的なもの。質問については、要領よく簡潔に行う。	質問事項は具体的に記載する。質問については、要領よく簡潔に行う。	質問の内容は具体的に記載する。質疑については、要領よく簡潔に行う。	要領よく行う。
発言時間	会派毎の発言時間は各質問者の1回目、2回目、3回目の質問の合計時間とし、所属議員1人10分に会派均等の10分を加えた時間とする。 (発言時間の例) 6人会派の場合 60分+10分=70分	答弁を含め60分とする。	特に制限せず。	当初予算等及び決算に対する会派毎の発言時間は、所属議員1人5分に会派均等の5分を加えた時間とする。
備考	質問者数は会派人員の3分の1とし、小数点以下四捨五入。ただし、1人会派についても質問できるものとする。			当該委員は所属する委員会に付託された議案等については、本会議での討論は見合わせる。ただし、1人会派の議員が決算特別委員会委員となった場合を除く。

<平成27年9月24日、申し合わせ>

令和元年6月藤沢市議会定例会提出議案一覧表

区 分	件 名 及 び 概 要	主 管	処 理
議案第 6 号	財産の取得について (災害備蓄用簡易トイレ処理袋等)	財 務 部	即 決
	取得財産 災害備蓄用簡易トイレ処理袋等 相手方 有限会社 関根商店 取得価格 36,056,232円 取得時期 2019年(令和元年)9月30日		
議案第 7 号	財産の取得について (学校教育用ICT機器)	財 務 部	即 決
	取得財産 プロジェクター724台, 実物投影機531台, その他附属品 相手方 株式会社有隣堂藤沢営業所 取得価格 126,321,832円 取得時期 2019年(令和元年)8月30日		
議案第 8 号	工事請負契約の締結について (防災行政無線デジタル化更新工事)	財 務 部	即 決
	契約の相手方 OKIクロステック株式会社 第一支社横浜支店 工事の概要 防災行政無線子局設置工事, これに伴う撤去工事 契約金額 220,000,000円 工 期 議決の日着工 2020年(令和2年)2月14日しゅん工予定		
議案第 9 号	工事請負契約の締結について (藤沢駅北口交通広場再整備工事)	財 務 部	即 決
	契約の相手方 藤沢駅北口交通広場再整備工事 日高建設・清光建設共 同企業体 工事の概要 車道舗装工事一式, 歩道舗装工事一式, 排水構造物工事 一式, 道路附属物工事一式, 附帯工事一式 契約金額 378,290,000円 工 期 議決の日着工 2020年(令和2年)6月30日しゅん工予定		
議案第 10 号	市道の認定について	道路河川部	建 設 経 済 常 任 委 員 会 付 託
	藤沢765号線ほか9路線を認定する。		
議案第 11 号	工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定について	財 務 部 計 画 建 築 部	即 決
	工業標準化法の一部が改正されたことに伴い, 規定の整 備をする。 施行日 令和元年7月1日		
議案第 12 号	消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 の制定について	下 水 道 部 福 祉 健 康 部 市 民 病 院	即 決
	消費税法の一部が改正されたことに伴い, 規定の整備を する。 施行日 令和元年10月1日		

区 分	件 名 及 び 概 要	主 管	処 理
議案第 13号	藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	子ども 青少年部	即 決
	国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする。 施行日 公布の日		
議案第 14号	藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	子ども 青少年部	即 決
	国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする。 施行日 公布の日		
議案第 15号	藤沢市図書館に関する条例及び藤沢市民ギャラリー条例の一部改正について	生涯学習部	即 決
	藤沢市南市民図書館及び藤沢市民ギャラリーを暫定移設するため、所要の改正をする。 施行日 令和元年7月1日		
議案第 16号	藤沢市火災予防条例の一部改正について	消 防 局	即 決
	工業標準化法の一部が改正され、並びに住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする。 施行日 公布の日。ただし、第18条の改正規定は、令和元年7月1日。		
議案第 17号	令和元年度藤沢市一般会計補正予算（第2号）	財 務 部	補 正 予 算 常 任 委 員 会 付 託
報告第 1号	藤沢市情報公開条例の運用状況について	市民自治部	報 告 終 了
	藤沢市情報公開条例に基づき、平成30年度における情報公開請求等の状況について報告する。		
報告第 2号	藤沢市個人情報の保護に関する条例の運用状況について	市民自治部	報 告 終 了
	藤沢市個人情報の保護に関する条例に基づき、平成30年度における開示請求等の状況について報告する。		
報告第 3号	継続費繰越使用の報告について	財 務 部	報 告 終 了
	平成30年度藤沢市一般会計継続費		
報告第 4号	継続費繰越使用の報告について	下 水 道 部	
	平成30年度藤沢市下水道事業費特別会計継続費		
報告第 5号	繰越明許費繰越使用の報告について	財 務 部	
	平成30年度藤沢市一般会計繰越明許費		
報告第 6号	繰越明許費繰越使用の報告について	都市整備部	
	平成30年度藤沢市北部第二（三地区）土地区画整理事業費特別会計繰越明許費		

区 分	件 名 及 び 概 要	主 管	処 理
報告第 7号	藤沢市民会館サービス・センター株式会社の経営状況について	生涯学習部	報 告 終 了
	令和元年度事業計画		
報告第 8号	一般財団法人藤沢市開発経営公社の経営状況について	計画建築部	
	令和元年度事業計画		
報告第 9号	藤沢市土地開発公社の経営状況について	計画建築部	
	令和元年度事業計画		
報告第 10号	株式会社藤沢市興業公社の経営状況について	環 境 部	
	令和元年度事業計画		
報告第 11号	公益財団法人藤沢市まちづくり協会の経営状況について	計画建築部	
	令和元年度事業計画		
報告第 12号	公益財団法人藤沢市みらい創造財団の経営状況について	子ども 青少年部	
	令和元年度事業計画		
報告第 13号	公益財団法人藤沢市保健医療財団の経営状況について	福祉健康部	
	令和元年度事業計画		
報告第 14号	公益財団法人湘南産業振興財団の経営状況について	経 済 部	
	令和元年度事業計画		

議会提出議案（請願）

令和元年6月定例会

番 号	件 名	処 理
	提 出 な し	

一般質問通告者一覧表

令和元年6月定例会

通告順	議席番号	氏名	発言方法	備考
通告1番	31番	堺 英 明	一問一答	
通告2番	26番	東 木 久 代	一問一答	
通告3番	29番	竹 村 雅 夫	一問一答	
通告4番	27番	武 藤 正 人	一問一答	
通告5番	3番	山 内 幹 郎	一問一答	
通告6番	22番	杉 原 栄 子	一括質問	
通告7番	19番	友 田 宗 也	一問一答	
通告8番	33番	神 村 健太郎	一問一答	
通告9番	16番	北 橋 節 男	一問一答	
通告10番	24番	佐 野 洋	一問一答	
通告11番	13番	清 水 竜太郎	一問一答	
通告12番	2番	味 村 耕太郎	一問一答	
通告13番	21番	永 井 讓	一問一答	
通告14番	17番	山 口 政 哉	一問一答	
通告15番	12番	谷 津 英 美	一問一答	
通告16番	23番	甘 粕 和 彦	一問一答	
通告17番	18番	井 上 裕 介	一問一答	
通告18番	1番	土 屋 俊 則	一問一答	
通告19番	7番	西 智	一問一答	
通告20番	35番	塚 本 昌 紀	一問一答	
通告21番	14番	栗 原 貴 司	一問一答	
通告22番	25番	平 川 和 美	一問一答	
通告23番	6番	石 井 世 悟	一問一答	
通告24番	4番	柳 沢 潤 次	一問一答	
通告25番	8番	桜 井 直 人	一問一答	
通告26番	5番	原 田 建	一問一答	
通告27番	36番	松 下 賢一郎	一問一答	

請願・陳情付託一覧表（令和元年6月定例会）

建設経済常任委員会（6月11日）	
（陳情） 1第 1号 ライドシェアの推進に対する慎重な検討を求める意見書提出についての陳情	
厚生環境常任委員会（6月12日）	
子ども文教常任委員会（6月13日）	
（陳情） ◎ 1第 3号 「幼児教育・保育の無償化制度」に関し、国への意見書の提出についての陳情 ◎ 1第 4号 藤沢市における幼児教育・保育の無償化についての陳情	
総務常任委員会（6月14日）	
（陳情） ◎ 1第 5号 辻堂市民センター改築工事入札前のコスト検証実施についての陳情	
議会運営委員会（6月18日）	

（参考） 写しを配付した陳情

30第30号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情
1第 2号	日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書
1第 6号	米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

※ 請願者または陳情者の意見陳述を行うものは、◎（二重丸）を表示しています。

令和元年6月定例会運営日割（案）

資料 6 番

月 日	曜	時 間	会 議 名	備 考
6月 6日	木	9:30	議会運営委員会	議案等上程説明聴取
		10:00	本 会 議	
7日	金			休 会（議案等質疑通告正午まで）
8日	土			休 会
9日	日			休 会
10日	月	9:30	議会運営委員会	議案等質疑
		10:00	本 会 議	一部議決 委員会付託
11日	火	9:30	建設経済常任委員会	
12日	水	9:30	厚生環境常任委員会	
13日	木	9:30	子ども文教常任委員会	
14日	金	9:30	総務常任委員会	
15日	土			休 会
16日	日			休 会
17日	月	9:30	補正予算常任委員会	
18日	火	9:30	議会運営委員会	議案等質疑 一部議決 委員会付託
			広報広聴委員会	
19日	水			休 会
20日	木	9:30	議会運営委員会	常任委員会等報告 議決
		10:00	本 会 議	一般質問
21日	金	9:30	議会運営委員会	一般質問
		10:00	本 会 議	
22日	土			休 会
23日	日			休 会
24日	月	9:30	議会運営委員会	一般質問
		10:00	本 会 議	
25日	火	9:30	議会運営委員会	一般質問
		10:00	本 会 議	
26日	水	9:30	議会運営委員会	一般質問 追加議案上程説明 議決
		10:00	本 会 議	
		本会議終了後	広報広聴委員会	

会 期 6月 6日～26日 21日間

※なお、会期中の諸会議の開催通知は、この運営日割をもってかえますのでご承知おきください。

常任委員会の報告案件（予定）

令和元年6月定例会

委員会	報 告 件 名
建 設 経 済	①村岡地区のまちづくりの取組について
厚 生 環 境	①令和元年度国民健康保険料の料率について ②「藤沢おれんじプラン」について ③環境事業センター収集事務所の統合について
子ども 文 教	①待機児童の状況と今後の取組について ②幼児教育・保育の無償化に向けた対応状況について ③鵜南小学校等改築事業に係る基本設計について
総 務	①藤沢市内部統制推進のための運用ガイドライン及び令和元年度内部統制の取組について

前議長からの申し送り事項（一部抜粋）

議会改革検討会 申し送り事項

- 1 予算・決算審議資料の充実について
- 2 政策立案機能の強化について
議員提案による政策条例の制定に向けた取り組みの強化について
- 3 議会図書室の充実について
- 4 予算・決算における審議時間の効率化について

藤沢市議会改革検討会設置要綱

- 1 会議の名称について
藤沢市議会改革検討会（以下「検討会」という。）
- 2 検討事項について
(1) 藤沢市議会基本条例の運営及び管理に関すること
(2) 議会改革に関すること
- 3 検討事項の処理について
(1) 上記2（1）については、検討会で審議し、見直しの必要が生じた場合は、議会運営委員会で確認し、議員全員協議会において審議した上で、条例改正の手続きを行う。
(2) 上記2（2）については、各々の委員会の所管する事項を除いては、検討会で審議した後に、議会運営委員会で確認し、決定したものをから随時実施していく。
- 4 委員の選出と任期について
(1) 委員の選出について
① 3人以上の議員を有する会派（交渉団体）から、その所属議員数の3分の1を委員として選出し、小数点以下は切り捨てとする。
② 2人以下の会派については、各会派所属議員の合計人数の3分の1を委員として選出し、小数点以下は切り捨てとする。
(2) 委員の任期について
設置の日から、平成31年4月30日までとする。
- 5 座長の選出について
検討会において互選する。
- 6 議長及び副議長について
議長及び副議長は、検討会の会議に出席し、発言することができる。
- 7 その他
(1) この要綱に定めるものを除くほか、検討会の会議については、藤沢市議会会議規則及び藤沢市議会委員会条例を準用する。

議会ICTにおける今後の検討課題について
(前期議会運営委員会「議会ICT小委員会」報告書から抜粋)

- 1 議会Wi-Fiへ個人端末を接続することについて、回線の混雑やセキュリティリスクを整理し、接続方法や基準について検討すること。
- 2 会議における動画の活用について検討すること。
- 3 議員への連絡通知方法におけるFAXの取り扱いについて検討すること。
- 4 文書共有システムのサーバ容量節約のため、データの保存期間や運用方法について検討すること。
- 5 タブレット端末の増台について、議長席・委員長席・質問席への設置を検討すること。
- 6 委員会等における同期機能の様々な活用方法について検討すること。
- 7 タブレット端末及び文書共有システムの災害時の活用について、議会BCPに組み込むことを視野に先進都市を視察し、検討すること。
- 8 ペーパーレス化と職員の負担軽減に向けた取り組みについて、市側等の意見を集めながら検討すること。
- 9 文書共有システムについて改選以降の中間年を目途に見直しを検討すること。

議会運営委員会「議会ICT小委員会」設置要綱

平成30年6月19日

1 設置及び会議の名称について

藤沢市議会におけるICTの活用による情報の共有化、業務の効率化及び議会運営の円滑化を図ることについて、総合的な視点により課題を整理し、議会ICTに関わる事項を検討するため、議会運営委員会のもとに、議会ICT小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

2 検討事項について

小委員会は、次の事項について検討する。

- (1) ICTの活用による議会関連の情報の共有化、文書管理の効率化及び議会運営の円滑化に関する事項
- (2) タブレット端末及び文書共有システムを活用した議会運営に関する事項
- (3) その他議会運営委員会及び小委員会が必要とする事項

3 委員の構成について

小委員会は、議会運営委員会委員のうちから各会派1人を選出し、構成する。

4 委員長及び副委員長について

- (1) 小委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。
- (2) 委員長及び副委員長は、小委員会において互選する。
- (3) 委員長は、会議を招集し、その議事を進行する。
- (4) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

5 会議等について

小委員会は、調査及び検討事項に関して関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 報告について

委員長は、検討結果等について適宜、議会運営委員会に報告する。

7 設置期間について

設置の日から、平成31年4月30日までとする。

8 その他

これに定めるもののほか、小委員会の運営に必要な事項は、委員長が小委員会に諮って決定する。

議員研修 開催実績

年度	月日	テーマ	講師
25	10月11日 (金)	地方議会における議会改革の取り組み状況について ～藤沢市議会における議会改革の評価～	日本経済新聞社編集局 産業地域研究所 「日経グローバル」主任研究員 井上 明彦 氏
	1月20日 (月)	議員提案による政策条例づくりについて	一般財団法人地域開発研究所 主任研究員 牧瀬 稔 氏
26	8月25日 (月)	議員による政策条例づくりに求められる広報広聴のあり方について	法政大学法学部政治学科 教授 杉崎 和久 氏
27	1月19日 (火)	新地方公会計制度について	藤沢市代表監査委員 青柳 義朗 氏
28	2月9日 (木)	災害対策と議会の役割について	東京経済大学 名誉教授 吉井 博明 氏
29	11月24日 (金)	オリンピック開催に向けた安全・安心なまちづくり	立正大学文学部社会学科 教授 小宮 信夫 氏
30	1月28日 (月)	地域福祉における政策立案とその手法	公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会 理事長 瀬戸 恒彦 氏